

商品概要説明書

クリアーローン

(令和4年10月3日現在)

商品名	クリアーローン
ご利用いただける方	<p>○当 J A の組合員の方。</p> <p>○次のいずれかの要件を満たす J A カードローン、ミニカードローンおよびワイドカードローン（以下「J A カードローン」という）のご契約者。</p> <p>① J A カードローンご契約後、貸越残高が長期にわたり契約金額に近い状態のまま例年契約更新されている方で、今後、毎月計画的にご返済いただける方。</p> <p>②平成14年10月15日以降に J A カードローンをご契約いただいた方で、貸越残高がある状態でご契約中の J A カードローンで定める契約更新を行わない年齢に達している方およびその年齢に近い方で、将来貸越金の一括返済が見込めない方。</p> <p>○現在ご契約いただいている J A カードローンを解約いただける方。</p> <p>○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	○ J A カードローンのご利用残高を毎月計画的にご返済いただくための資金とします。
借入金額	○ J A カードローンの契約金額の 120% の範囲内で、貸越元金および解約時に発生する貸越利息、保証料および本ローンについての保証料を加えた金額とします。
借入期間	○5年以内とし、据置期間は設けないこととします。ただし、1か月単位とします。
借入利率	<p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（当 J A 所定の短期プライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。

保証人	○当 J A が指定する保証機関（兵庫県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。												
保証料	<p>○前払方式 ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>【准組合員の方で、お借入額 100 万円、お借入利率 3.000% の場合の一括支払保証料（例）】</p> <table border="1" data-bbox="560 443 1350 539"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1 年</td> <td>2 年</td> <td>3 年</td> <td>4 年</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>10,983</td> <td>21,136</td> <td>31,388</td> <td>41,739</td> <td>52,193</td> </tr> </table>	お借入期間	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	保証料（円）	10,983	21,136	31,388	41,739	52,193
お借入期間	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年								
保証料（円）	10,983	21,136	31,388	41,739	52,193								
手数料	<p>○ご融資の際、事務手数料は不要です。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合の事務手数料（消費税等含む。）は不要です。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合の条件変更手数料（消費税等含む。）は不要です。</p>												
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情等（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融共済部金融業務課（電話：079-421-3738）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部金融業務課または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 （以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当 J A 金融共済部金融業務課または J A バンク相談所にお問い合わせください。）</p> <p>※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>												

その他	<ul style="list-style-type: none">○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。○印紙税が別途必要となります。○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。
-----	---

J A 加古川南